

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学受託研究・事業取扱規程

令和3年4月1日 規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）において本学以外の機関（法人、団体及び個人を含む。以下「委託者」という。）から委託を受けて行う研究及び事業で、その経費を委託者が負担するもの（以下「受託研究等」という。）につき、その取扱いを定めるものとする。

(受託の原則)

第2条 受託研究等は、本学の教育研究上有意義であり、かつ本学の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受け入れるものとする。

(受託の条件)

第3条 受託研究等を受け入れる場合、直接経費の30パーセント以上に相当する金額を間接経費として受け入れるものとする。ただし、国の予算や研究費の支給要件に規定されている等の理由から、間接経費を措置できない場合は、この限りではない。

(受託研究の申込み等)

第4条 受託研究等の申込みをしようとする者は、委託研究等申請書（様式第1号）を、受託研究担当者を通じて学長に提出しなければならない。

2 受託研究担当者は、受託研究等計画書（様式第2号）を作成し、学長に提出しなければならない。

(受託の決定)

第5条 学長は前条の「委託研究等申請書」及び「受託研究等計画書」を受理したときは、必ず地域・産官学連携委員会の意見を聴いたうえで、受託研究等の実施の可否を決定する。

(契約)

第6条 理事長は、学長が前条の規定により受託研究等の受入れを決定した場合は、委託者の代表者との間で、受託研究等に関する契約（以下「受託研究等契約」という。）を締結しなければならない。

2 受託研究等契約の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 研究・事業の別
- (2) 題目
- (3) 目的及び内容
- (4) 契約期間

- (5) 受託担当者
- (6) 委託金額
- (7) 契約解除に関する事項
- (8) 研究等の実施により取得する施設、設備の帰属
- (9) 成果の取扱
- (10) 研究等の結果生ずる知的財産権の帰属
- (11) その他受託研究等の実施に関し必要な事項

(研究経費)

第7条 研究経費は公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学会計規則（令和3年規則第18号）により執行するものとする。

(知的財産権の取扱)

第8条 受託研究等の結果、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びに著作権等の知的財産権が生じた場合の取扱いについては、契約書の定めるところによる。

(研究等の結果報告)

第9条 受託研究等の担当者は、受託研究等が完了したときは、速やかに受託研究等完了届（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、受託研究等の一部若しくは全部を取消し、又は中止したときは、速やかに委託者に報告しなければならない。

(研究結果の公表)

第10条 受託研究等（ただし、受託事業を除く）の結果は、原則として公表するものとする。この場合において、公表の時期及び方法等は、受託研究担当者があらかじめ学長の承認を得て、委託者と協議して定めるものとする。

(事務)

第11条 受託研究等に関する事務は教務課において処理する。

(受入の特例)

第12条 委託者が、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合には、この規程にかかわらず、当該機関等の定める要綱等に基づき受託研究等を受け入れることができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、受託研究等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月13日から施行する。